

土木工事特記仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）

- 第 1 条** JR 阿波中島駅駐輪場舗装工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第 2 条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第 3 条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第 4 条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は阿南市内の気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上 対象）を用いることとする。

(本工事の特記仕様事項)

第5条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合を発注者で行うものとする。

2. 工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月 10 日までに監督員に報告するものとする。

3. 営業線近接工事

本工事は、四国旅客鉄道株式会社（以下、「JR 四国」という。）の所有地かつ営業線近接範囲内での工事であるため、以下の施工条件を遵守すること。

- 1) 鉄道事業の社会的な重要性を認識し、列車運行に影響を及ぼすことのないよう安全に施工すること。
- 2) 工事施工においては、特に以下の点に留意すること。
 - ①工事施工前に、保安確認書・保安打合せ票を受注者から徳島保線区へ提出のうえ、工事当日は以下の箇所と打合わせること。
 - ・運転確認（午前・午後） 徳島運表 TEL:088-622-2080
 - ・着手/終了報告 徳島保線区 TEL:088-652-6864
 - ②工事責任者は現場に常駐し、緊急時に備えること。
 - ③軌道中心より 7.5m 以内の作業時には、JR 四国指定の資格を有する列車見張員（限定）を配置し、列車通過 5 分前には作業を一時中断し、安全な待避姿勢を取ること。また、列車通過時には重機械を動かさないこと。
 - ④重機械は、転倒防止策を講じて使用すること。また、ホームを越えて線路側には旋回しないこと。
 - ⑤施工箇所には、埋設管（給水管及び電気管）が存在しているため、付近を掘削する際はバックホウによる試掘及び手掘りを行い、当該設備に支障のないように施工すること。
 - ⑥線路側に飛散物等のないようにすること。
 - ⑦列車見張員は、ホーム上で旗を振らないこと。なお、待避完了合図は、片手水平上げを以て行うこと。
 - ⑧駅前での作業時には、施工範囲にカラーコーン及びコーンバーを設置すること。また、誘導員 1 名を配置することにより、旅客公衆に支障のないように施工すること。
 - ⑨JR 四国の設備に支障のないように施工すること。
 - ⑩作業員等は、ホームを越えて線路側には立入らないこと。
 - ⑪いかなる場合においても、JR 四国の定める建築限界を支障しないこと。
 - ⑫列車運行を支障するおそれが生じた場合は、速やかに徳島保線区の監督員等に連絡し、指示に従うこと。
 - ⑬営業線近接範囲内及び営業線近接工事に該当する工種の施工について、土日祝日及び夏季多客輸送繁忙期・年末年始輸送繁忙期・ゴールデンウィーク輸送繁忙期は中止とすること。
- 3) その他、近接工事にあたり不明な点がある場合は、徳島保線区に確認すること。

4. 交通誘導警備員等

本工事においては交通誘導警備員等を以下のとおり計上しているが、施工前に安全対策の協議を行い、必要に応じて変更するものとする。

交通誘導警備員 B 3 人

列車見張員（限定） 3 人

5. 通行規制等

通行規制に関しては、工事着手前に監督員と受注者において協議を行ったうえで所轄警察署の「道路使用許可」を得るものとし、通行規制に係る手続き完了後から工事の施工を行うものとする。

また、通行規制等を行う際は、1週間以上前より施工箇所周辺に案内看板を設置する等、通行者及び通行車両に対し事前に周知すること。なお、規制開始及び解除時には関係機関に連絡すること。

6. 建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、10t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

搬出先：一般財団法人徳島県環境整備公社 橘処分場

運搬箇所：阿南市橘町小勝 187

受入区分：陸上建設残土 1t 当りの処分料金 2,800 円（消費税を含む）

受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m³ とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

7. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、安全対策を実施するものとする。

8. 工事に起因する損傷等

工事の影響範囲について本工事に起因する損傷等が生じた場合は、工事完了時ににおいて現状に復旧すること。

9. その他

予期しない事故等、緊急措置を行う必要が生じた場合は、受注者は適切な措置を行ったうえで速やかに監督員に連絡し、その経緯および対応策等に関する報告書を提出すること。

その他必要と認められるものについては、その都度監督員と協議すること。